



# 熊本県公報

号外 第16号

令和2年(2020年)

3月23日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (健康危機管理課) 1
- 熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康づくり推進課) 2

### 訓 令

- 熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令…………… (総務厚生課) 2
- 熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 2

## 規 則

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第12号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「第2条第4号サ」を「第2条第4号ス」に改める。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第3条第1項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次号に規定する場合を除き、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、通常1リットル中0.4ミリグラム程度を保つこと、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。
- (2) 結合塩素のモノクロアミンを使用する場合には、その濃度は、1リットル中3.0ミリグラム程度を保つこと。

第5条第1号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同表アの項検査方法の欄中「比色法又は透過光測定法」を「水質基準省令(平成15年厚生労働省令第101号以下「水質基準省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定める比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法」に改め、同表イの項検査方法の欄中「比濁法」を「水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める比濁法」に改め、「透過光測定法」の次に「連続自動測定機器による透過光測定法」を、「積分球式光度法、」の次に「連続自動測定機器による積分球式光度法、連続自動測定機器による」を、「又は」の次に「連続自動測定機器による」を加え、同表ウの項検査方法の欄中「ガラス電極法又は比色法」を「水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定めるガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法」に改め、同表エの項区分の欄中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に改め、同項基準の欄中「1リットル中」を「全有機炭素(TOC)の量が1リットル中3ミリグラム以下であること(塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合その他の全有機炭素(TOC)の量を基準とすることが不適当と認められる場合を除く。)又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中」に改め、同項検査方法の欄中「滴定法」を「全有機炭素(TOC)の量については水質基準省令(平成4年厚生省令第6号以下「旧水質基準省令」という。)に規定する滴定法」に改め、同表オの項区分の欄中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、同項基準の欄中「50ミリリットル中に」を削り、同項検査方法の欄中「乳糖ブイヨンブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は」を「水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める」に改め、同表アの項検査方法の欄中「比濁法」を「水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める比濁法」に改め、「透過光測定法」の次に「連続自動測定機器による透過光測定法」を、「積分球式光度法、」の次に「連続自動測定機器による積分球式光度法、連続自動測定機器による」を、「又は」の次に「連続自動測定機器による」を加え、同表イの項区分の欄中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に改め、同項基準の欄中「1リットル中」を「全有機炭素(TOC)の量が

1 リットル中8ミリグラム以下であること（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合その他の全有機炭素（TOC）の量を基準とすることが不相当と認められる場合を除く。）又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中」に改め、同項検査方法の欄中「滴定法」を「全有機炭素（TOC）の量については水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量については旧水質基準省令に規定する滴定法」に改め、同表ウの項区分の欄中「大腸菌群」の次に「（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を加える。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。  
（条例第3条第1項第16号の規則で定める基準）

第9条 条例第3条第1項第16号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。
- (2) シャワーヘッド及びホースは、6か月に1回以上点検し、内部の汚れ、水あかその他の付着物を1年に1回以上洗浄及び消毒すること。

別記様式中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この規則中第2条の改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は令和2年10月1日から施行する。

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第13号

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則

熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「試験（）」の次に「同条第2項に規定する指定試験機関（次項において「指定試験機関」という。）が当該試験の実施に関する事務（次項において「試験事務」という。）を行うものを除く。）（次項を除き、」を加え、「別記第4号様式。」を削り、「さかのぼった」を「遡った」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 省令第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事した者であることを証する書類

第6条に次の1項を加える。

- 2 指定試験機関が試験事務を行う法第3条の2第1項に規定する試験を受けようとする者は、指定試験機関の定めるところにより、受験の申込みに必要な書類を指定試験機関に提出しなければならない。

第8条中「別記第6号様式の」を削る。

別記第4号様式から別記第6号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県調理師法施行細則の規定により提出されている証明書その他の書類は、改正後の熊本県調理師法施行細則の規定により提出された証明書その他の書類とみなす。

訓 令

熊本県訓令第1号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員住宅管理規程（昭和41年熊本県訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

別表単身者用の職員住宅の部熊本県職員一の宮単身住宅の項を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第2号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第3号中「前号に掲げる出先事業場以外の出先事業場で、熊本市に所在するものについては熊本県総括安全衛生管理者が医師である職員又は非常勤職員のうちから選任する者、熊本市以外に所在するものについては」を「第2条第3号イからオまでに掲げる出先事業場にあつては、」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 熊本市に所在する出先事業場にあつては、熊本県総括安全衛生管理者が医師である職員又は非常勤職員のうちから選任する者

(5) 前3号に掲げる出先事業場以外の出先事業場にあつては、熊本県総括安全衛生管理者が医師である職員若しくは非常勤職員のうちから選任する者又は当該出先事業場の所在地を所管する保健所の長の職にある者

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。